

令和4年度学校体育施設スポーツ開放 実施要項

みよし市内の小・中学校の体育館と武道場を、市民の体力の向上・スポーツの推進をはかることを目的に、学校行事に支障のない範囲でスポーツ開放をします。

1 対象と登録手続き

学校体育施設スポーツ開放事業の利用登録ができる団体は、市内在住、在勤又は在学する人が10人以上で構成された団体で、スポーツ活動を目的とし、定期的(年20回以上)に施設を利用する団体とします。また、登録された団体には登録証を発行します。

2 利用について

学校施設を利用するには利用団体の代表者(1人)を選出していただき、団体が正しく安全に施設を利用するように監視及び指導をし、日報を作成していただきます。

代表者は、利用団体ごとに選出することとします。

また、総合型地域スポーツクラブ・みよし市スポーツ協会加盟団体の利用を優先いたします。

3 使用料について

各施設の使用料の額は下表のとおりです。

使用料は、利用した日の属する月の翌月の20日までに所定の納付書にて納付してください。納付場所は納付書裏面に記載のとおりです。(三好公園総合体育館は納付場所ではありません。)

《使用料表》

利用施設名		使用料/回
小学校体育館	全面	460円
	片面	230円
中学校体育館	全面	640円
	片面	320円
中学校武道場		300円

4 開放期間・時間

令和4年度の学校体育施設スポーツ開放事業は、令和4年4月9日(土)から令和5年3月11日(土)まで(12月28日から1月4日までを除く)の毎日の予定です。開放時間は午後6時30分から午後9時30分までの3時間です。なお、上記の期間内であっても学校の都合により使用できない場合がありますのであらかじめご了承ください。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況により、利用期間が変更となる場合があります。

5 利用の心得

利用団体はマナーを守り、事故のないように気をつけてください。利用団体の代表者は利用後に日報に活動内容を記入し、活動当日に当該学校へ1部提出してください。また、翌月5日までに当該月の月報(日報1部を添付したもの)をスポーツ課(三好公園総合体育館)、教育委員会(みよし市役所2階)、又はサンネットへ提出していただきます。なお、日報の残りの1部は各団体で保管してください。

夜の活動となるため、近隣住民の迷惑にならないようお願いします。

※新型コロナウイルス感染症対策を実施の上、ご利用ください。

対策方法については、利用開始の際にお知らせします。